

共 済 規 程

第 1 章 総 則

[目 的]

第 1 条 本規程は、定款第 7 条に規定する共済事業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

[定 義]

第 2 条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共済契約約款 全国運転代行共済協同組合（以下「本組合」という。）が定めた受託自動車共済約款および交通事故共済制度要綱
- (2) 掛金算出方法書 本組合が定めた共済掛金の算出方法書
- (3) 責任準備金算出方法書 本組合が定めた責任準備金の算出方法書

[共済事業の種類]

第 3 条 本組合が行う共済事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 受託自動車共済
- (2) 交通事故共済

第 2 章 事業の実施方法に関する事項

[共済契約者、共済契約対象車両および共済の目的の範囲]

第 4 条 前条に定める各共済の共済契約者は、本組合の組合員でなければならない。ただし、一事業年度における組合員の利用分量の百分の二十以内であれば、組合員以外の者についても共済契約者となることができる。

- 2 共済契約対象車両は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 5 条第 1 項または第 8 条第 1 項により公安委員会に届けられた随伴用自動車（以下、「随伴車」という。）とする。
- 3 共済の目的の範囲は、受託自動車共済約款および交通事故共済制度要綱に定めるものとする。

[共済代理店]

第 5 条 本組合は、共済代理店を設置することができる。

2 共済代理店が行う業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 共済契約の締結の代理または媒介
- (2) 共済掛金の収受に関する業務
- (3) その他本組合が定めた事項に関する業務

3 本組合は、共済代理店に対し手数料を支払うものとする。

[共済金額、共済掛金額]

第6条 第3条に定める共済金額および共済掛金額等は、次のとおりとする。

- (1) 受託自動車共済については別表1による。共済掛金は別表1の基本契約の掛金と車両契約の掛金を合算した金額に毎月1日における随伴車台数を乗じた金額を共済掛金額とし、新規契約または随伴車数の増加に伴う1月に満たない場合の共済掛金額は別表5の短期率を乗じた金額とする。
- (2) 交通事故共済については別表2および別表4による。共済掛金は別表2の月額掛金に毎月1日における被共済者数を乗じた金額を掛金額とし、新規契約または被共済者の増加に伴う1月に満たない掛金額は別表5の短期率を乗じた金額とする。
- (3) 共済掛金は、月払とする。また、本組合による掛金の立て替えは行わない。
- (4) 受託自動車共済掛金は、契約更改時に各契約の過去1年間の損害率を算出し、その損害率にもとづき割引、割増を適用することができる。割引、割増を適用する場合、および、割引、割増率を引き継ぐ場合の割引、割増率については、別表3および別表6による。
- (5) 前項の損害率を算定する対象期間は、新規契約の場合は新規契約の始期日より9ヶ月目の月の月末までの期間とし、それ以後の契約更改の場合は、前述の期間末日の翌日1日よりその日を含む1年間とする。
- (6) 共済契約者は、本組合に対する書面による通知をもって、共済金額・免責金額の変更を行うことができる。この共済金額・免責金額の変更は、申し出のあった月の翌月1日付にて行うこととする。ただし、共済金額・免責金額の変更が支払共済金の額を増額する結果となる場合は本組合の承諾を必要とする。
- (7) 共済契約者は、本組合に対する書面または本組合のwebサイトによる通知をもって、随伴車の増減および被共済者の増減を行うことができる。
- (8) 前項の内容により随伴車の増車を行う場合は、1台あたりの受託自動車共済月額掛金に別表5の短期率を乗じた金額を当該月の既請求金額と照合しその差額を精算することとする。
- (9) 上記(7)の内容により被共済者の増員を行う場合は、1人あたりの交通事故共済月額掛金に別表5の短期率を乗じた金額を当該月の既請求金額と照合しその差額を精算することとする。
- (10) 上記(7)の随伴車の増車および被共済者の増員の効力は、書面または本組合の

web サイトによる通知を本組合が受け付けた時間からとする。

- (11) 上記（7）の随伴車の減車および被共済者の減員の効力は、書面または本組合の web サイトによる通知を本組合が受け付けた日の属する月の末日とする。
- (12) 前上記（6）の共済金額・免責金額の変更は、新規事業認定を申請していた事業者に限っては、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第4条の認定を受けた日以降の申し出の有った日から1回のみ変更を行うことができる。
- (13) 前項の内容により共済金額・免責金額の変更を行なう場合は、変更後掛金額から変更前掛金額を差し引きした掛金の差額に別表5の短期率を乗じた金額が正の場合、その差額を共済契約者は払い込むものとする。また、負の場合、本組合はその差額の返金を行なわないものとする。
- (14) 他の損害保険会社、または他の共済協同組合の契約者であった者が新規に本組合へ契約しようとする場合は、他の損害保険会社、または他の共済協同組合の契約の割増引の料率を承継することとする。
- (15) 前項の割増引料率の承継は他の損害保険会社、または他の共済協同組合の契約の満期2ヶ月以内の場合は次期に予定されていた割増引の料率を承継することとする。
- (16) 割引の承継は前契約解約後7日以内の加入の場合に限る。
- (17) 一つの事業者が複数の認定を取得し運転代行を営み、それぞれの事業単位ごとに本組合と共済契約を締結しており、本組合が、外形的に一つの事業者と見なした（注）ときは、各組合員の共済契約締結または、契約の継続にあたり損害率の算出は、外形的に一つの事業者と見なした以降に最初に到来する共済契約締結または、契約の継続のときから、その事業者を構成する全部の組合員の損害率により、契約引受け時または契約の継続時に適用すべき割増引率を算出する。なお、本組合が外形的に一つの事業者と見なしたことに対して異議ある場合は、本組合の外形的に一つと見なした通知を受けた日から30日以内に、一つの事業者でないことの証明を付し行うことができる。（注）外形的に一つの事業者と見なす状態とは、単に事業主（代表者）が同一という場合に限らず、事業主が同一でなくとも常態的に同一事業者（グループ企業）として運営していると本組合が相当の理由を以って見なした場合をいう。

[共済期間]

第7条 共済の契約期間は契約始期日の属する月の初日から1ヵ年後を終期とし、期間途中の変更はできないものとする。

[解除]

第8条 本組合は、次に掲げる場合には、共済契約を解除することができる。

- (1) 第27条第2項に規定する特別猶予期間を超えて共済掛金の払い込みがない場合
- (2) 免責金相当額の支払が請求から45日以上経過しても履行されない場合

- (3) 受託自動車共済約款第24条（告知義務）および第27条（通知義務）または交通事故共済制度要綱第10条（告知義務）および第14条（通知義務）に定められた事項について不実のことを告げたことが明らかである場合
 - (4) 組合員以外の契約について中小企業等協同組合法第9条の2第3項ただし書きの規定に違反（組合員の利用分量の百分の二十を超える場合）する場合
 - (5) その他、法令に違反すると認められる場合
- 2 上記の規定により解除された場合、既に補償期間を終えた期間の掛金はいかなる場合も返金しない。

[共済契約締結の手続]

- 第9条 本組合は、共済契約申込者に対し、原則として、共済契約申込書に記入させ、署名または記名捺印の上、これを提出させ、掛金の払込みを求める。
- 2 本組合は、共済契約の申込があったときは、その諾否を共済契約申込者に通知する。
 - 3 本組合は、共済契約を締結したときは、原則として、共済証書を作成し、共済契約者に交付する。

[契約の継続]

- 第10条 共済契約が満了し、契約の継続を行う場合は、共済契約者より継続申込書の提出を受けることとする。
- 2 継続契約の場合は、電話による継続手続きを可能とする。
 - 3 共済契約者が満期日までに継続契約の申込ができなかった場合は、新規契約として引き受けることとする。ただし、満期が到来した前契約が割増の場合は、その割増等級を引き継ぐこととする。
 - 4 前項でいう前契約の契約更改後予定料率が割引料率の場合、満期後7日以内に限ってその予定割引料率を承継できることとする。
 - 5 本組合は、共済契約者の事故状況、免責金額および共済掛金の入金状況等を確認し、共済契約の継続を拒絶すること、または共済金額・免責金額の変更を求めることができる。

[掛金の払込]

- 第11条 共済掛金の第2回目以降の払い込みは、当該月の払込期月を当該月の初日からその日を含めて末日までの期間とし、当該月の払込期月末日までに本組合から案内する金額を指定口座へ振込むものとする。

[再保険に関する事項]

- 第12条 本組合は、各共済事業の安定供給および安全性を確保するため各共済事業に適

した再保険制度に加入することができる。

[共済掛金の収受、共済金の支払および共済掛金の払い戻し]

第13条 第1回目の共済掛金は、原則として、共済契約の申込と同時に収受する。

- 2 共済掛金を本組合へ納入した共済契約者に共済金支払事由が発生した場合は、本組合は遅滞なく共済金を支払わなければならない。ただし、共済契約者において、共済金支払事由発生時に、第三者に対する免責金額相当分の未払債務がある場合は、同債務が履行されるまでの間、共済金の支払いを拒絶することができる。
- 3 中途解約に伴う払戻金は第25条による。

[共済証書および共済契約申込書の記載事項および様式]

第14条 共済証書には、原則として、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 共済種別・区分または共済約款・要綱の種類
- (2) 共済契約者および被共済者の氏名若しくは名称および共済の目的
- (3) 共済金額
- (4) 免責金額を定めたときは、その金額
- (5) 共済契約の始期および共済期間
- (6) 払込方法
- (7) 共済掛金の額
- (8) 特約が付されたときは、その特約の名称、共済金額および共済掛金の額
- (9) 契約日
- (10) 共済証書の作成日

2 共済契約申込書には、原則として、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 前項第1号から第9号までに掲げる事項
- (2) 同一の共済の目的につき既に締結されている他の共済契約または保険契約があるときは、その共済契約または保険契約
- (3) 共済契約申込書には次の書類を添付することとする。
 - ・ 共済契約申込者が個人の場合は身分証明書の写し
 - ・ 共済契約申込者が法人の場合は登記事項証明書
 - ・ 随伴車の自動車検査証等の写し
 - ・ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第4条に基づき認定を受けた者は認定証の写し（認定を受けようとする者については、認定を受けた後遅滞なく認定証の写しを提出すること。）

3 共済証書、共済契約申込書並びにその他この章および受託自動車共済約款・交通事故共済制度要綱に規定する書類の様式は、本組合が定めた様式による。

[共済契約の特約]

第 15 条 本組合は、共済契約につき、受託自動車共済約款および交通事故共済制度要綱に定める特約を付することができる。

[契約者割戻し]

第 16 条 共済契約者への割戻しは行わないものとする。

[貸付け]

第 17 条 共済契約者または被共済者に対する貸付けは行わないものとする。

[共済金額または共済期間の変更]

第 18 条 共済金額および共済掛金額の変更は第 6 条（6）（7）（8）（9）（13）の規定による。また、共済期間の変更はできないこととする。

[再審査の請求]

第 19 条 第 13 条第 2 項の共済金支払いに関して不服のある場合は、定款第 60 条に規程する審査委員会に対し再審査を請求することができる。ただし、請求の時期は共済金支払または、不払いの通知を受けた後 7 日以内とする。

2 審査委員会は、前項の再審査の請求があった場合は、30 日以内に再審査に着手しなければならない。その結果については、再審査着手後、90 日以内に請求者に通知する。

[損害査定体制の充実]

第 20 条 本組合は損害査定を迅速かつ適正に行うため、損害査定員の資質の向上に努めるなど損害査定体制の充実を図るものとする。

第 3 章 共済契約に関する事項

[共済金支払と免責金の取扱について]

第 21 条 本組合は、共済規程別表 1 に定める車両契約に免責金額の記載があるときは、免責金相当額を本組合に一旦支払うように共済契約者に依頼するものとし、共済契約者は支払の依頼を受けてから 7 日以内に免責金相当額を本組合に支払うものとする。

2 本組合は、免責金相当額の入金を確認した後に、共済金を支払うものとする。ただし、共済契約者が、免責金相当額を直接請求権者に支払うことを本組合に申し出た場合は、この限りではない。

3 本組合は前項の免責金相当額の入金が請求してから 1 ヶ月以上経過しても履行されな

い場合は、新たな事故報告があったとしても、新規事故受付を行わないことができる。

- 4 前項の場合、本組合は免責金相当額の払込みがなくとも共済金を支払うことができる。

[共済金を支払わなければならない事由、共済契約無効の判断、共済契約者がその義務を履行しないことによって受ける損失および共済金を支払わない場合等共済金支払の決定に関する規定]

第 22 条 本組合が共済金を支払わなければならない事由、共済契約無効の判断、共済契約者がその義務を履行しないことによって受ける損失および共済金を支払わない場合等共済金支払の決定に関する規定は、受託自動車共済約款および交通事故共済制度要綱に定める。

[義務の範囲を定める方法および義務の履行の時期]

第 23 条 本組合は、災害により共済契約者がり災した場合においては、本規程、受託自動車共済約款および交通事故共済制度要綱の定めにかかわらず、当該共済契約者に対し、権利の行使または義務の履行について、適宜の特別措置を講ずることができるものとする。

- 2 共済事業に損失を生じた場合であって、積立金その他の取崩しにより補てんすることができない場合は、総代会の議決により共済金を削減し、または共済掛金を追徴することができるものとする。
- 3 共済金の削減は、損失金をその事業年度に支払う共済金総額と個々の共済契約者等に支払う共済金との割合により、個々の共済契約者に割り当てて行うものとする。
- 4 共済掛金の追徴は、損失金をその事業年度の各共済契約者より徴収する共済掛金の総額と各共済契約者より徴収する共済掛金の割合により、各共済契約者に割り当てて行うものとする。

[共済契約の全部または一部の解除の原因並びにその解除の場合において当事者が有する権利および義務]

第 24 条 共済契約の全部または一部の解除の原因は、第 8 条によるもののほか、受託自動車共済約款および交通事故共済制度要綱に規定するものとする。

[中途解約]

第 25 条 共済契約者は、本組合に対する書面または電話による通知をもって、将来に向かってこの共済契約を解約することができる。

- 2 前項の場合、掛金が解約申し出の該当日に属する月を超えて払い込まれた掛金である場合は、その金額を払い戻し、解約申し出の該当日に属する月以前の掛金である場合は払い戻さないこととする。

- 3 中途解約を行った共済契約者または、解除となった共済契約者が再度契約を申し出たときは、別表3の6等級にて契約することとする。
- 4 前項の場合、前契約が割増または割増を予定していた場合はその割増等級を引き継ぐこととする。ただし、他社での前契約と契約期間が継続される再契約において、他社での契約が割引されている証明がある場合はこの限りではない。
- 5 個人事業主であった共済契約者が、法人を設立して事業を引き継ぐ場合、または法人であった共済契約者が、法人を解散して個人で事業を行なう場合は、個人事業主の代表者と法人の代表取締役が同一の場合に限って、割増引を承継することとする。

[共済権利の消滅]

第26条 共済契約者が本組合を脱退したときは、共済契約者の権利は、脱退した時点から将来に向かって消滅するものとする。ただし、共済契約者の、共済契約時に発生していた義務（共済契約の共済掛金の支払義務および免責金の支払義務など）は消滅しない。

[払込猶予期間、特別猶予期間および失効について]

- 第27条 第11条に規定する掛金の支払いが滞った時は、当該払込期月の次の払込期月を払込猶予期間とし、共済掛金の支払いがないまま払込猶予期間が満了したときは、共済契約者の権利は掛金滞納の払込期月初日に遡り、将来に向かって消滅する。この場合、本組合は共済契約者へ権利失効の通知および解除予告通知を発する。但し、払込猶予期間の翌月の金融機関第1営業日当日に滞納金額が着金した場合は、払込猶予期間内の支払と認めることとする。
- 2 払込猶予期間が過ぎた次の払込期月を特別猶予期間とし、その期間内に滞っている掛金を一括して支払った場合、支払日より権利が復活するものとする。この場合、掛金滞納が始まった払込期月初日から支払日までの共済契約者の共済金支払請求権は発生しない。
 - 3 共済掛金の支払いがないまま特別猶予期間が満了したときは、掛金滞納が始まった払込期月の初日に遡って契約を解除する。但し、特別猶予期間の翌月の金融機関第1営業日当日に滞納2ヶ月分の金額全額が着金した場合は、特別猶予期間内の支払と認めることとする。
 - 4 第1項に規定する払込猶予期間内であっても、新規事故受付を行うときは掛金滞納が始まった月の掛金を支払わなければならない。
 - 5 既報告の事故であっても、事故発生月の掛金が支払われない場合、本組合は事故対応（共済金の支払を含む）を中止する。ただし、払込猶予期間内に当該掛金の支払が行われた場合は事故対応を再開する。

[契約当事者の義務の履行について]

第 28 条 共済契約の当事者は、善良なる当事者の立場を保持し、契約に定めるそれぞれの義務を忠実に履行するものとする。

[交通事故共済の消滅について]

第 29 条 受託自動車共済が解約、解除等の事由により消滅した場合、交通事故共済も受託自動車共済と同時に消滅するものとする。

[契約内容照会制度について]

第 30 条 本組合は他の損害保険会社、または他の共済協同組合から共済契約内容（認定番号、共済契約者名、共済契約者の住所、随伴車の登録台数、登録番号）の照会があった場合、他の損害保険会社、または他の共済協同組合に直接回答できるものとする。

2 本組合は他の損害保険会社、または他の共済協同組合に契約申込み（契約の継続を含む）の諾否判定を目的として契約内容（認定番号、契約者名、契約者の住所、随伴車の登録台数、登録番号）の照会ができるものとする。

第 4 章 共済掛金および責任準備金の額の算出方法に関する事項

[共済掛金の計算の方法に関する事項]

第 31 条 本組合の掛金計算方法は、別に定める掛金算出方法書による。

[共済掛金の増額等]

第 32 条 本組合は、異常危険等の発生により共済金の支払に支障をきたす恐れがあり、かつ、理事会が特に必要であると認めたときは、総代会の決議を経て臨時に共済掛金の増額および特別徴収を行うことができる。

[支払準備金の積立て]

第 33 条 本組合は、中小企業等協同組合法施行規則第 144 条の規定に基づき、毎事業年度末において支払準備金を積み立てるものとする。

[責任準備金の積立ておよび計算方法]

第 34 条 本組合の責任準備金の積立ておよび計算方法は、別に定める責任準備金算出方法書による。

[未収共済掛金計上に関する事項]

第 35 条 事業年度末以前に共済掛金が収入されなかった当該年度末において有効に成立

している共済契約のうち、当該年度末から当該共済契約が効力を失う日までの間に共済掛金の収入が見込めないものであっても、当該事業年度末から当該共済契約が効力を失う日までの間における共済事故の発生による共済金の支払いのために必要なものとして計算した金額は未経過共済掛金として積み立てるものとする。

[共済掛金積立金の共済金額、共済の種類または共済期間を変更する場合における計算の方法]

第 36 条 本組合は短期共済のみの取り扱いのため、共済掛金積立金の積み立ては行わないものとする。

附則

この規程は平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

別表 1

受託自動車共済の共済金および共済掛金の額

基本契約

名称・区分		共済金額	共済掛金の額
Aタイプ	対人賠償	無制限(1名につき)	月額5,200円/台
	対物賠償	7,000万円を限度(1事故につき)	
	搭乗運転者傷害	500万円を限度	
Bタイプ	対人賠償	無制限(1名につき)	月額6,000円/台
	対物賠償	10,000万円を限度(1事故につき)	
	搭乗運転者傷害	1,000万円を限度	

車両契約

種別	共済金額・免責金額	共済掛金の額
車両契約 ワイド2000	一事故2,000万円(時価額)を限度・免責5万円	月額5,500円/台
車両契約 アシスト2000	一事故2,000万円(時価額)を限度・免責10万円	月額4,600円/台
車両契約 エコミー1000	一事故1,000万円(時価額)を限度・免責20万円	月額2,300円/台

※無事故割引30%以上の契約者については、契約期間中1回の事故に限り、車両共済免責金5万円が免除となる優良割引者メリット措置の選択を可能とする

別表 2

交通事故共済の共済金および共済掛金の額

種類	給付金の種類	共済金(給付金)の額	共済掛金の額
タイプ 1型	死亡給付金	20,000,000円	月額 1,000円
	後遺障害給付金	死亡給付金の2~80%	
	医療給付金	別表4に基づき支払う	
タイプ 2型	死亡給付金	10,000,000円	月額 500円
	後遺障害給付金	死亡給付金の2~80%	
	医療給付金	別表4に基づき支払う	
タイプ 3型	死亡給付金	6,000,000円	月額 300円
	後遺障害給付金	死亡給付金の2~80%	
	医療給付金	別表4に基づき支払う	

共済規程 別表4

部位症状別共済金額表(医療給付金表)

この金額表は、受託自動車共済「搭乗運転者傷害共済」及び交通事故共済に適用します

医療共済金(治療実日数が5日未満に適用)	1回の事故につき1万円を支給
----------------------	----------------

単位:万円

医療共済金(治療実日数が5日以上に適用)									
症状 部位	骨折 脱臼	打撲 捻挫 熱傷	欠損 切断	挫創 挫滅創	神経 損傷 断裂	腱筋 損傷 断裂	頭蓋内 眼球 血腫	臓器 眼球 破裂	その他
頭部	30	3		8	45		40		5
顔面部	15	3	8	3	15				3
眼					25		15	25	3
歯			5						3
頸部	30	3		5	40				5
胸腹部	15	3		5				40	5
腰背部	30	3		5	45				5
上肢	15	3	18	3	18	18			5
手指	8	3	5	3	8	8			3
下肢	25	3	30	3	15	15			5
足指	10	3	5	3	8	8			3

※1 症状から判断して、該当する症状があれば、その症状を適用して支払います

※2 対象となる症状が複数ある場合は、一番高い支払額の症状ひとつを適用して支払います

別表5

短期率

補償開始日	短期率
1日～10日	1.0
11日～20日	0.7
21日～月末	0.4

* 月払掛金 × 短期率により算出された掛金額の円未満は切り捨てる。

別表6 特別加算率

本規程の施行日以降に最初の満期更改を行うときに限り、掛金は下表の等級料率に特別加算率を加えた最終適用料率を適用することとする。

当 年 度	等級	割引掛金													基	割増掛金														
		20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	特1	特2	特3	特4	特5	特6	特7	特8	特9
	①等級料率 (%)	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100	105	110	115	120	125	130	135	140	145	150	155	160	165	170
	②特別加算率	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	6	9	12	15	18	24	30	36	42	51	60	69	78
	③最終適用料率(①+②)	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100	108	116	124	132	140	148	159	170	181	192	206	220	234	248